

ー都税についてのお知らせー

# 12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、12月27日(金)までにお納めください。



## ＜ご利用になれる納付方法＞

- ① 金融機関<sup>※1</sup>・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ② 口座振替<sup>※2</sup>
- ③ コンビニエンスストア<sup>※3</sup>

＜利用可能なコンビニエンスストア＞

くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ  
生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ポプラ ミニストップ  
ヤマザキデイリーストアー ローソン MMK 設置店(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く。)

- ④ 金融機関<sup>※1</sup>・郵便局の  (ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング<sup>※4</sup>

※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※2 申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)へお問い合わせください。

※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。

※4 ○  (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書に限ります。

○領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。なお、都では独自に、「都税納税確認書」を発行しておりますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○システムの保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。

【お問い合わせ先】＜課税について＞ 江戸川都税事務所固定資産税課固定資産税係

＜納税について＞ 江戸川都税事務所徴収課徴収管理係

電話 (03) 3654-2151

## 固定資産税・都市計画税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、口座振替依頼書(ハガキ式又はダウンロード様式)に必要事項を記入の上、郵送していただくか、預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口でお手続きください(1月10日までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第4期分から口座振替をご利用いただけます。)

＜口座振替のお問い合わせ先＞ 主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)